

労働法の基礎講座

第29回

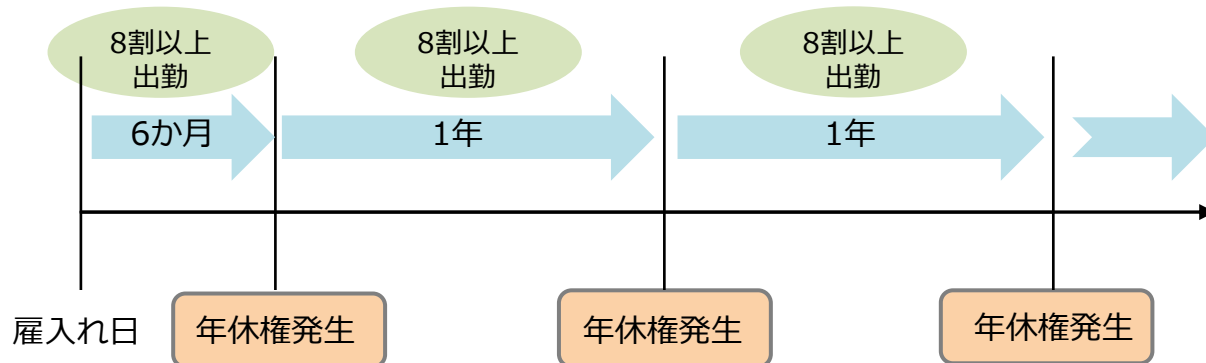


【有給休暇】年次有給休暇の概要

使用者は、パートタイム労働者等も含めて、一定の要件を満たす労働者に対して年次有給休暇（年休）を付与しなければなりません。

年次有給休暇の発生要件

① **6か月間の継続勤務※1**、② **全労働日の8割以上出勤※2**の2要件を満たした労働者には、雇入れの日から6か月を経過した日以降、1年ごとに年次有給休暇の権利が発生します。



※1 継続勤務とは、労働契約が実質的に存続していることをいい、例えば定年退職者を再雇用した場合や、短期の有期労働契約を更新し、労働契約の期間が通算6か月以上に及んだ場合、休職していた労働者が復職した場合なども含まれます。

※2 出勤率＝出勤した日÷労働義務のある日で算出しますが、「出勤した日」には①業務上の傷病による休業期間、②育児休業・介護休業の期間、③産前産後の休業期間、④年休を取得した日が**含まれます**。また、「労働義務のある日」には、不可抗力や使用者側に起因する経営管理上の問題による休業日、正当なストライキ等による休業日などは**含まれません**。

利用目的

年次有給休暇は、**利用目的を問わずに取得できます**。
労働者は、使用者に利用目的を申し出る必要もありません。

年休は、利用目的によって認める・認めないという取扱い是不可能的



■ 年次有給休暇の付与日数など

年次有給休暇の付与日数

- ・ 労働者の所定労働時間によって、以下の付与日数が法令で定められています。
- ・ **パートタイム労働者等も含めて、年次有給休暇が付与されます。**
- ・ 当年度に発生した未取得の年次有給休暇日数は、次年度まで繰り越すことができます。

<週所定労働日数が5日以上の労働者>

継続勤務年数（年）	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数（日）	10	11	12	14	16	18	20

<週所定労働日数が4日以下で、かつ、週所定労働時間が30時間未満の労働者>

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数※	継続勤務年数（年）						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数（日）	4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合

年次有給休暇を取得した場合の賃金など

・ 年次有給休暇を取得した日の賃金は、就業規則等に定めるところにより、①**平均賃金**（第8回参照）、②**所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金**、③**健康保険法による標準報酬月額**の1/30相当額のいずれかを支払います。また、③を選択する場合は労使協定の締結が必要です。

・ 年次有給休暇を取得したことを理由として、賃金の減額その他不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。